

# 芽室町農業委員会委員候補者を募集します

## 1 募集人員

1人

## 2 任用期間

令和6年9月25日（予定）から令和8年7月19日

## 3 身分

芽室町の特別職の非常勤職員

## 4 業務内容

(1) 農地法等によりその権限に属させられた事項に関すること

ア 農地の権利移動及び転用の許認可に関する業務

(2) 農地等の利用の最適化の推進に関すること

ア 担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に関する業務

イ 上記の目的達成に向けた現地での調査、指導及びパトロール等

## 5 委員報酬

月額 41,500円

## 6 委員の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。

ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません。

(1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 芽室町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者

## 7 推薦及び応募の手続き等

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、(3)の添付書類を添えて、持参又は郵送により、役場総務課まで提出してください。

(1) 推薦及び応募様式

ア 個人が推薦する場合・・・【第1号様式】

イ 法人又は団体が推薦する場合・・・【第2号様式】

ウ 一般募集に応募する場合・・・【第3号様式】

(2) 様式の入手方法

次の窓口に備えるほか、下記のホームページからもダウンロードできます。

〒082-8651 芽室町東2条2丁目14番地

芽室町役場 総務課 0155-62-9720

農業委員会事務局 0155-62-9732

芽室町ホームページ <http://www.memuro.net/>

(3) 添付書類

- ア 被推薦者又は応募者の住民票（発行後3か月以内のもの）
- イ 被推薦者又は応募者が認定農業者（農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する農業者）である場合はそれを証明する書類の写し
- ウ その他町長が必要と認める書類

**8 募集期間**

令和6年8月1日（木）から令和6年8月30日（金）まで【必着】

**9 委員の選考方法**

芽室町農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに委員候補者の評価を行います。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

委員会からの報告を受けた町長は、委員に任命する予定の者を決定し、議会の同意を得た上で委員の任命を行います。

結果については、芽室町ホームページ等により公表します。

**10 提出先及び問い合わせ先**

〒082-8651 芽室町東2条2丁目14番地

芽室町役場総務課 0155-62-9720

**11 その他**

受付期間の中間及び期間終了後において、芽室町のホームページ等で、提出のあった書類をもとに以下の内容の公表が義務づけられておりますので公表することを予め御了承ください。

- (1) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人及び団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 被推薦者及び応募者の数とそのうちの認定農業者の数